

# 宮城県公報

行 宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

○公印の改刻

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（五件）

○家畜伝染病の発生

○平成十三年宮城県告示第七百七号（県有林特別会計に属する林産物の売

払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程）の一部改正

○道路の区域変更（二件）

○廃川敷地等の発生

○土地区画整理組合の定款変更の認可

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（三件）

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十三年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十四年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十五年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成二十六年分）

（私学文書課）

（農林水産経営支援課）

（畜産課）

（森林整備課）

（道路課）

（河川課）

（都市計画課）

（同）

（建築宅地課）

（契約課）

ページ

一三

一三

一二

一二

一一

一一

一一

五

五

四

四

四

三

三

三

一

一

○宮城県告示第十七号

次のとおり公印を改刻した。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 告 示

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消しの届出

公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

一五

一四

一四

一四

名称	種類	用途	印		使用開始年月日
宮城県気仙沼地方振興事務所長之印 南三陸支所用	地方機関	一般文書用	旧	新	平成二十六年 十二月一日

○宮城県告示第十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 区 域	加入区 の 区 域	同意成立 の 届出年月日	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	発起人の住所及び氏名	養殖業の種 類	養殖業の種 類	区域内特 定 養殖業者数	区域内特 定 養殖業者数
宮城県第 四十二加 入区	平成十九 年宮城 告示第 百十八 号(漁 業災害 補償法 に基づ く漁業 協同組 合の大 谷地区 のうち 窪、野 々根、 長根の 区域	平成二十 六年十 二月二 日	平成二十 六年十 二月二 日	気仙沼 市本吉 町窪百 四十三 遠藤 豊 奥田 光 志	気仙沼 市本吉 町大谷 三十三 奥田 光 志	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	十人	十人

○宮城県告示第十九号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第一百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 区 域	加入区 の 区 域	同意成立 の 届出年月日	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	発起人の住所及び氏名	養殖業の種 類	養殖業の種 類	区域内特 定 養殖業者数	区域内特 定 養殖業者数
宮城県第 四十三加 入区	平成十九 年宮城 告示第 百十八 号(漁 業災害 補償法 に基づ く漁業 協同組 合の大 谷地区 のうち 三島 の区域	平成二十 六年十 二月二 日	平成二十 六年十 二月二 日	気仙沼 市本吉 町三島 百三十七 三浦 明 夫 気仙沼 市本吉 町三島 百三十四 高橋 三 千雄	気仙沼 市本吉 町三島 百三十七 三浦 明 夫 気仙沼 市本吉 町三島 百三十四 高橋 三 千雄	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	六人	六人

○宮城県告示第十号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第一百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項

において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 区 域	加入区 の 区 域	同意成立 の 届出年月日	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	発起人の住所及び氏名	養殖業の種 類	養殖業の種 類	区域内特 定 養殖業者数	区域内特 定 養殖業者数
宮城県第 四十四加 入区	平成十九 年宮城 告示第 百十八 号(漁 業災害 補償法 に基づ く漁業 協同組 合の大 谷地区 のうち 田、天 ヶ沢、 丸の 前、丸 森の区 域	平成二十 六年十 二月二 日	平成二十 六年十 二月二 日	気仙沼 市本吉 町天ヶ 沢十四 島山 正 雄 気仙沼 市本吉 町天ヶ 沢七十四 一 菊地 敏 男	気仙沼 市本吉 町天ヶ 沢十四 島山 正 雄 気仙沼 市本吉 町天ヶ 沢七十四 一 菊地 敏 男	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	八人	八人

○宮城県告示第十一号

漁業災害補償法(昭和三十一年法律第一百五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 区 域	加入区 の 区 域	同意成立 の 届出年月日	同意成立 の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	発起人の住所及び氏名	養殖業の種 類	養殖業の種 類	区域内特 定 養殖業者数	区域内特 定 養殖業者数
宮城県第 四十五加 入区	平成十九 年宮城 告示第 百十八 号(漁 業災害 補償法 に基づ く漁業 協同組 合の大 谷地区 のうち 宮城支 所の地 域	平成二十 六年十 二月二 日	平成二十 六年十 二月二 日	気仙沼 市本吉 町赤牛 十九一 紺野 武 宏 紺野 俊 治	気仙沼 市本吉 町赤牛 十九一 紺野 武 宏 紺野 俊 治	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	漁業災害 補償法 施行令 (昭和三 十九年 政令第 二百九 十号)第 十八 条の四 に規定 するわ かめ養 殖業	三人	三人

区のうち赤牛、谷地の区域

○宮城県告示第千十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 四十六加 入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の大谷 本吉支所の地 区のうち津 谷、小泉の区 域	平成二十六年 十二月二日	気仙沼市本吉町蔵内十 四、四 淳宏 及川 根百二十五 伊藤 広樹	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するわかめ養 殖業	九人

○宮城県告示第千十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 家畜伝染病の種類  
ヨーネ病
- 二 畜種  
牛（黒毛和種）
- 三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数  
患者 四頭

四 発生の場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十六年十二月一日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第千十四号

平成十三年宮城県告示第七百七号（県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月十二日から施行する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第二号に該当する者でないことの誓約書

○宮城県告示第千十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 くりこま高原停車場伊豆沼線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
栗原市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一七七番一四	前	三〇・〇 一〇五・〇	一、〇八七・八

八地先から 同市若柳字上畑岡蓬田一六七番一地先まで	後	一六・六 五九・四	一、〇八七・八
------------------------------	---	--------------	---------

○宮城県告示第千十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 くりこま高原停車場伊豆沼線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
栗原市志波姫新熊谷二四八番地先から 同市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一七七番一八地 先まで	五・五 二七・四	—	—	三、二五八・五 —

○宮城県告示第千十七号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第百十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 河川の名称
  - 一級河川鳴瀬川水系西川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日  
平成二十六年十月二十日
- 三 廃川敷地等の位置

黒川郡富谷町富谷字栃木沢六十三番、六十四番及び六十五番

黒川郡富谷町富谷字高屋敷七十四番  
黒川郡富谷町富谷字源内百八十六番及び百八十七番  
四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 七百三・八三平方メートル  
○宮城県告示第千十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可した。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称  
名取市愛島東部第二土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地  
名取市愛島笠島字北台百三番地の一

三 設立認可の年月日  
平成十一年十二月十日

四 変更の内容  
事務所の所在地

（変更前）名取市愛島笠島字北台百三番地の一  
（変更後）名取市愛島笠島字後谷地七十八番地の二十五（四十四街区二画地）

理事の定数  
（変更前）十八人  
（変更後）八人

総代の定数  
（変更前）十三人  
（変更後）十五人

○宮城県告示第千十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称
  - 1 種類 石巻広域都市計画道路
  - 2 名称 三・三・十一号石巻工業港曾波神線
  - 三・四・十三号石巻工業港運河線
- 二 縦覧場所
  - 宮城県庁（土木部都市計画課）

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年十二月十二日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
  - 宮城県知事 村 井 嘉 浩
  - 名取市飯野坂五丁目二番及び三番
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
  - 名取市手倉田字諏訪六百六十九番地の一
  - 渋谷商事株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 実験台（保健環境センター新庁舎用） 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十七年三月六日（金）
  - 4 納入場所 宮城県保健環境センター新庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
    - （一） 入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
    - （二） 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
    - （三） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
    - （四） 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十六年十二月十七日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班(担当 佐々木 直美 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十六年十二月十七日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十六年十二月十八日(木)から平成二十六年十二月二十二日(月)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

書に定めるところにより平成二十六年十二月二十二日(月)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十六年十二月二十五日(木)午前九時から平成二十六年十二月二十六日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十六年十二月二十六日(金)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年一月五日(月)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札

者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Laboratory table (For Miyagi Prefectural Institute of Public Health and Environment (new building)) - 1 set
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 6, 2015
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Institute of Public Health and Environment (new building)
- 4 Deadline for Bid : Friday, December 26, 2014, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Naomi Sasaki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 購入物品及び数量 電子計算組織（迫桜高校）一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十七年三月二十日（金）
  - 4 納入場所 宮城県迫桜高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十七年一月五日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県出納局契約課物品班(担当 阿部 和希 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年一月五日(月)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年一月五日(月)から平成二十七年一月十三日(火)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明

書に定めるところにより平成二十七年一月十三日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年一月十九日(月)午前九時から平成二十七年一月二十六日(月)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年一月二十六日(月)午後五時  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十七年一月二十七日(火)午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札



者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Electronic data processing system (for Hakuo Senior High School) - 1 set
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 20, 2015
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Hakuo Senior High School
- 4 Deadline for Bid : Monday, January 26, 2015, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Kazuki Abe, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十六年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 電子計算組織（石巻工業高校） 一式
  - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 納入期限 平成二十七年三月二十日（金）
  - 4 納入場所 宮城県石巻工業高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年一月五日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班（担当 阿部 和希 電話〇二二―二二―一三三三五）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十七年一月五日（月）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年一月五日（月）から平成二十七年一月十三日（火）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年一月十三日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出

し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十七年一月十九日（月）午前九時から平成二十七年一月二十六日（月）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十七年一月二十六日（月）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所  
平成二十七年一月二十七日（火）午前十時十分 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要
  - 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
  - 9 詳細は、入札説明書による。
- 六 概要
- Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Electronic data processing system (for Ishinomaki Technical Senior High School) - 1 set
- 2 Deadline for Delivery : Friday, March 20, 2015
- 3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Ishinomaki Technical Senior High School
- 4 Deadline for Bid : Monday, January 26, 2015, 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Kazuki Abe, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

次世代の党衆議院宮城県第二支部 増元 照明 伊原久美子 仙台市青葉区中央二丁目 七三〇 〇 平成二十六年十一月二十五日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

青葉の会 白木 敏夫 黒田 哲雄 黒川郡富谷町富ヶ丘三丁目七一 平成二十六年十一月七日

○宮選管告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

維新の党宮城県総支部 代表者 林 宙紀 島山 昌樹 平成二十六年十一月七日

維新の党宮城県第2選挙区支部 代表者 林 宙紀 島山 昌樹 平成二十六年十一月二十八日

維新の党宮城県第1区支部 代表者 島山 昌樹 林 宙紀 平成二十六年十一月二十八日

自由民主党気仙沼市支部 代表者 熊谷 伸一 熊谷 洋一 平成二十六年十一月二十六日

民主党宮城県第4区総支部 代表者 井戸 正枝 安住 淳 平成二十六年十一月二十五日

民主党宮城県第6区総支部 代表者 鎌田さゆり 安住 淳 平成二十六年十一月二十六日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 異動事項 新 旧 届出年月日

愛と緑と活力ある県政研究会 代表者 松下 士 五十嵐良一 平成二十六年十一月十三日

代表者 大久保三代 渥美 巖 平成二十六年十一月七日

代表者 大久保三代 渥美 巖 平成二十六年十一月七日

代表者 大久保三代 渥美 巖 平成二十六年十一月七日

国会議員関係政治団体の区分  
法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体の区分  
法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体の区分

(公職の種類)  
衆議院議員

大久保三代連合後援会  
主たる事務 東京都千代田区永田町二丁目二一  
所所在地 石巻市中里七一〇  
平成二十六年十一月七日

鎌田さゆり連合後援会  
主たる事務 仙台市青葉区大町二丁目一三二一  
所所在地 登米市追町佐沼字末広二  
平成二十六年十一月十七日

吉川ひろやすを囲む会  
会計責任者 草壁 博司  
氏名 佐々木宏宣  
平成二十六年十一月十三日

境恒春後援会  
主たる事務 気仙沼市福美町二二三  
所所在地 気仙沼市三日町一  
平成二十六年十一月二十五日

佐久間よろろう後援会  
会計責任者 水戸 春一  
氏名 近藤 賢一  
平成二十六年十一月四日

住民本位の多賀城市政をつくる会  
代表者 中田 定行  
氏名 山田 裕  
平成二十六年十一月十三日

白ゆり会  
主たる事務 仙台市青葉区大町二丁目一三二一  
所所在地 登米市追町佐沼字末広二  
平成二十六年十一月十七日

渡辺ひろし後援会  
政治団体の名称 わたなべ拓後援会  
主たる事務 仙台市太白区西多賀一八一七  
所所在地 仙台市太白区西多賀三二二二  
平成二十六年十一月十八日

○宮選管告示第百四十号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

みんなの党宮城県議会第2支部  
熊谷 敏彦  
平成二十六年十一月二十一日

みんなの党宮城県名取市議会第1支部  
大友 康信  
平成二十六年十一月二十二日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

石森市雄後援会

石森 力蔵

平成二十六年十一月十七日

太田実未来を拓く会

斉藤 正

平成二十六年十一月七日

太田実連合後援会

松川 秀一

平成二十六年十一月七日

七ヶ宿を活性化する会

高橋 國雄

平成二十六年十月二十五日

高橋くにお後援会

高橋 昌行

平成二十六年十月二十五日

若生裕後援会

若生 裕俊

平成二十五年十二月三十一日

○宮選管告示第百四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

若生裕後援会

報告年月日 26.11.10 (25.12.31解散)

1 収入総額 296,262

前年繰越額 296,262

2 支出総額 0

○宮選管告示第百四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

若生裕後援会

報告年月日 26. 11. 10 (25. 12. 31解散)

1 収入総額	296,262
前年繰越額	296,262
2 支出総額	0

○同選挙区区長選挙区四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 藤 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

若生裕俊後援会

報告年月日 26. 11. 10 (25. 12. 31解散)

1 収入総額	296,262
前年繰越額	296,262
2 支出総額	0

○同選挙区区長選挙区四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 藤 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（政党の支部）

みんなの党宮城県議会第2支部

報告年月日 26. 11. 25 (26. 11. 21解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

みんなの党宮城県名取市議会第1支部  
報告年月日 26. 11. 28 (26. 11. 22解散)

1 収入総額	909
前年繰越額	909
2 支出総額	909

3 支出の内訳

経常経費	909
備品・消耗品費	909

（資金管理団体）

七ヶ宿を活性化する会

資金管理団体の届出をした者の氏名 高橋 國雄

資金管理団体の届出に係る公職の種類 七ヶ宿町長

報告年月日 26. 11. 25 (26. 10. 25解散)

1 収入総額	116,486
前年繰越額	114,988
本年収入額	1,498
2 支出総額	116,486
3 本年収入の内訳	
寄附	1,489
個人分	1,489

その他の収入  
  一件十万円未満のもの 9

4 支出の内訳	
経常経費	80,978
備品・消耗品費	44,369
事務所費	36,609
政治活動費	35,508
組織活動費	25,000
調査研究費	10,508

5 寄附の内訳	
（個人分）	

年間五万円以下のもの

1,489

(その他の政治団体)

石森市雄後援会

報告年月日 26. 11. 17 (26. 11. 17解散)

1 収入総額

30,824

前年繰越額

30,824

2 支出総額

0

太田実未来を拓く会

報告年月日 26. 11. 28 (26. 11. 7解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

大田実連合後援会

報告年月日 26. 11. 28 (26. 11. 7解散)

1 収入総額

1,672

前年繰越額

1,672

2 支出総額

1,672

3 支出の内訳

経常経費

1,672

備品・消耗品費

1,672

高橋くにお後援会

報告年月日 26. 11. 25 (26. 10. 25解散)

1 収入総額

31,924

前年繰越額

31,924

2 支出総額

31,924

3 支出の内訳

経常経費

31,924

人件費

24,000

事務所費

7,924

○宮城県選挙管理委員会第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
大久保三代	衆議院議員	大久保三代連合後援会	石巻市中里七ー一〇一ー一	大久保三代	平成二十六年十一月七日
鎌田さゆり	衆議院議員	白ゆり会	仙台市青葉区大町二丁目一ー一三二一ー〇一一	鎌田さゆり	平成二十六年十一月二十五日

○宮選管告示第四百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新旧
大久保三代	衆議院議員	大久保三代連合後援会	主たる事務所が東京都千代田区霞が関一丁目三ー一	石巻市中里七ー一〇一ー一
渡邊 拓	仙台市議会議員	渡辺ひろし後援会	公職の種類	宮城県議会議員
			政治団体の名称	わたなべ拓後援会
			主たる事務所所在地	仙台市青葉区子平町一八ー七ー一〇
				仙台市太白区西多賀三ー一二ー一二七

○宮選管告示第四百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十六年十二月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 法第十九条第三項第二号ごとの届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
高橋 國雄	七ヶ宿町長	七ヶ宿を活性化化する会	刈田郡七ヶ宿町字藤川一四	高橋 國雄	平成二十六年十一月二十五日

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第159号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成26年12月12日

宮城県公安委員会委員長 鎌田 宏

#### 1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許（普通自動車免許又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者）に係る技能検定資格をしようとする者	平成27年1月19日から 平成27年3月31日まで	仙台市泉区市名坂字高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定資格とする者で平成25年、26年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の一部科目が免除となる者	自動車安全運転センター中央研修所を修了したことにより資格審査の全科目が免除となる者	

#### 2 資格審査申請手続

##### (1) 受付期間

平成26年12月12日（金）から平成27年1月6日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

##### (2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

##### (3) 資格審査申請用紙の配布

##### ア 配布期間

平成26年12月12日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

##### イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

##### 3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221・222）